

ID: 5466

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	緊急時の違反建築物の工事停止命令		
法令名 根拠条項	建築基準法第 9 条第 10 項 【準用】 建築基準法第 88 条第 1 項（擁壁等の工作物） 建築基準法第 88 条第 2 項（遊戯施設等の工作物） 建築基準法第 88 条第 3 項（防火地域内の看板等） 建築基準法第 90 条第 3 項（危険な工事現場）		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 9 条（違反建築物に対する措置）、第 9 条の 2（建築監視員）の規定による			
備考	建築基準法第 9 条第 10 項の規定により、事前手続は行わない。 なお、建築基準法第 9 条第 15 項の規定により、行政手続法第 13 条の適用は受けない。		
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日